

老発 0927 第 2 号
令和 4 年 9 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、令和 4 年 3 月 23 日老発 0323 第 2 号本職通知の別紙「令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 9 月 27 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別添)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（老発0323第2号令和4年3月23日厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	改正前
老発 0323 第 2 号 令和4年3月23日 <u>最終改正</u> 老発 0927 第 2 号 令和4年9月27日	老発 0323 第 2 号 令和4年3月23日 <u>最終改正</u> 老発 0722 第 4 号 令和4年7月22日
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)	厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)
令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について	令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について
標記については、別紙のとおり「令和4年度新型コロナウイルス 感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制 確保事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から適用することと したので通知する。 については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な 実施について、特段のご配慮をお願いする。	標記については、別紙のとおり「令和4年度新型コロナウイルス 感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制 確保事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から適用することと したので通知する。 については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な 実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱

- 1 目的 (略)
- 2 実施主体 (略)
- 3 事業内容 (略)
- 4 その他留意事項 (略)

【別添1】 (略)

【別添2】

本実施要綱3（1）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

- 1 助成対象 (略)
- 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

 - ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわける）の実施

(別紙)

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱

- 1 目的 (略)
- 2 実施主体 (略)
- 3 事業内容 (略)
- 4 その他留意事項 (略)

【別添1】 (略)

【別添2】

本実施要綱3（1）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

- 1 助成対象 (略)
- 2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

 - ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわける）の実施

③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合とする。

（1） 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひつ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

（2） 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（1）及び（2）については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、（1）及び（2）の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合とする。

（1） 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひつ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

（2） 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（1）及び（2）については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、（1）及び（2）の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日から令和4年12月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者※が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者※が同一日に5人以上いること。

※ 別添2でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 助成の上限額

○ 令和4年9月30日までに発症した者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あた

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日から令和4年9月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあっては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあっては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あた

り一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

○ 令和4年10月1日以降に発症した者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は別添3の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他 (略)

参考 (略)

【別添3】 (略)

り一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は別添3の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他 (略)

参考 (略)

【別添3】 (略)